



プレビュー 令和7年度弘前市賃上げ応援奨励金事前エントリー受付

令和7年度弘前市賃上げ応援奨励金事前エントリー受付

法人または個人を選択してください。 必須

法人

個人

選択解除

法人名を入力してください。 選択肢の結果によって入力条件が変わります

個人事業主の氏名を入力してください。 選択肢の結果によって入力条件が変わります

氏 名

郵便番号を入力してください。 必須

法人の場合は、本社または本店の所在地。

個人事業主の場合は、代表者の住所。

※ハイフンを省略して入力してください。

(例) ○ 0368551 × 036-8551

郵便番号 住所検索

所在地または住所を入力してください。 必須

法人の場合は、本社または本店の所在地。

個人事業主の場合は、代表者の住所。

住所 弘前市大字

本件担当者の所属と氏名を入力してください。 必須

(例) 総務部 弘前 桜

※所属がない場合は、氏名のみを記入してください。

担当者の連絡先電話番号を入力してください。 必須

事務局からの確認事項などがあった際に連絡の取れる電話番号を記入してください。

※ハイフンを省略して入力してください。

(例) ○ 0172351111 × 0172-35-1111

電話番号

本件担当者のメールアドレスを入力してください。 必須

事務局からの交付対象候補者の通知など重要な情報のお届け先となるメールアドレスを入力してください。

メールアドレス

賃上げ対象従業員数（上限20人）を入力してください。 必須

2.5%以上の賃上げ率となるベースアップを行った労働者数を記入してください。

交付申請の際には、今回申告した対象従業員数を超えて申請することはできませんのでご留意ください。

また、実際に賃上げ後の基本給で賃金をすでに支払っている必要があります。

人 ※上限は20人です

賃上げ後の基本給単価による最初の賃金支払日を入力してください。 必須

令和7年4月1日から令和8年2月28日までに2.5%以上の賃上げを実施したうえで、賃上げ後の基本給単価による賃金を最初に支払った日を入力してください。
なお、まだ賃上げ後の基本給単価による賃金を支払っていない場合は事前エントリーの対象外です。

▼ 年 月 日

【宣誓】以下のいずれかに該当します。 必須

- ・中小企業基本法に定める中小企業者
- ・常時使用する従業員の数が100人以下である特定非営利活動法人
- ・常時使用する従業員の数が100人以下である公益法人等
- ・常時使用する従業員の数が100人以下である医療法人
- ・常時使用する従業員の数が100人以下である協同組合等

- はい（該当します）
 いいえ（該当しない=奨励金の対象外）

選択解除

【宣誓】以下の事項のいずれにも該当しません。 必須

- ア 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業によって所有されている者
- イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上が大企業によって所有されている者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者
- エ 暴力団（弘前市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び同条例第5条第2項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団と密接な関係を有する者及びこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずる者及び支配人をいう。）となっている法人
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- カ 宗教法人及び宗教法人以外で宗教活動又は政治活動に係る事業を行っている者並びに政治活動に係る事業を行っている者
- キ 同窓会、同好会その他の構成員相互の交流、交歓、意見交換等を主な目的とする公益法人等
- ク 互助会、共済会その他の構成員の福利厚生、相互救済等を主な目的とする公益法人等
- ケ 後援会その他の特定の個人又は団体の支援を主な目的とする公益法人等
- コ 国、地方公共団体その他の公共団体から資本金、基本金等の4分の1以上の出資、出捐等を受け、又は継続的な財政的援助を受けている者

- はい（該当しない）
 いいえ（該当する=奨励金の対象外）

選択解除

【宣誓】奨励金の交付要綱、募集要項、FAQをよく読み、内容を理解したうえでエントリーします。 必須

- はい
 いいえ

選択解除

閉じる

【操作に関するお問い合わせ先】

固定電話コールセンター

TEL: 0120-464-119

（平日 9:00～17:00 年末年始除く）

携帯電話コールセンター

TEL: 0570-041-001 (有料)

（平日 9:00～17:00 年末年始除く）

FAX: 06-6733-7307

e-MAIL: help-shinsei-aomori@s-kantan.com

【各種手続等の内容に関するお問い合わせ先】

直接担当課にお問い合わせください。